

⑨ 農林漁業施設資金

「主務大臣指定施設（一般農業者向け）」及び「共同利用施設（農協等の共同組織向け）」に大別されている。

ア 主な資金（主務大臣指定施設）

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・用途
環境保全型農業推進 【貸付利率】 補助：0.70 非補助：0.70 【償還期限】 15(3)	施肥量、農薬散布量の削減に役立つ施設や農業廃棄物等の処理・再利用施設、太陽熱・地熱等の未活用資源を有効活用する施設等環境保全型農業を推進するための施設の改良、造成又は取得に必要な資金
アグリビジネス強化 （スーパーW） 【貸付利率】 A：0.70 B：0.70 【償還期限】 A：25(5) B：10(3)	認定農業者が農畜産物の高付加価値化や経営の多角化に取り組むために設立した法人による農産物の加工又は販売の事業（アグリビジネス）を行う場合に、当該法人がその事業のために次に掲げる施設の整備等に必要な資金 A 農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、滞在型農園施設、農産物直売所施設、農林漁業体験実習館及び農山漁村ふれあい体験宿泊施設の改良、造成又は取得 B Aに掲げる施設の改良、造成又は取得に関連して必要となる費用の支出
災害復旧 【貸付利率】 0.30～0.70 【償還期限】 A：15(3) B：25(10)	風水害や地震等の不慮の災害によって次に掲げる農業施設等が被災した場合、それらの復旧に必要な資金 A 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 B 果樹の改植又は補植費用

※貸付利率は、令和5年7月20日現在

※ その他に次の資金があります。借入条件等の詳細については、最寄りの日本政策金融公庫各支店及び同公庫受託金融機関又は道（総合）振興局にお問い合わせください。

【主務大臣指定施設】

○ 産業動物診療施設

産業動物開業獣医師等が獣医療法第15条に基づく診療施設の整備に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けて診療体制を整備する際に必要とする資金

○ 特別振興事業

農林漁業者が行う事業で、

- ・新技術の導入、経営の複合化、システム化等により生産性の向上等を図るもの
- ・主産地形成や産地の銘柄の確立など地域の産業振興に寄与するもの
- ・優良品種・種苗の開発により農林漁業生産の高度化等につながるもの
- ・農山漁村地域で農林漁業資源を活用した加工・販売、都市との交流促進等により、地域の活性化につながるものなど、広く農林漁業の発展に寄与すると認められる事業（特別振興事業）のための施設・関連費用に要する資金

○ 農山漁村経営改善

北海道において、生活環境、就業条件等の安定向上を図ることが必要なアイヌ系住民の居住地域における農林漁業者の経営改善を図るため、農業用施設等を整備する場合に必要な資金

貸付限度額	貸付対象者
貸付を受ける者が負担する額の80% 又は個人3,500万円、法人7,000万円 のいずれか低い額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた農業を営む者 ○ 農協（転貸に限る）
事業費の80%以内 （女性が代表取締役又は役員をの過半数を占めている法人が実施する事業、地域経済の活力維持に資する事業、国際規格等を取得・認定を受けて輸出環境を整備する事業である場合、融資率は90%以内）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定農業者が加工・販売事業を行うために設立したもので、次のような要件を満たしている法人 <ul style="list-style-type: none"> ・株主又は社員の過半数が認定農業者である株式会社、合名会社・合資会社（合名会社・合資会社にあつては業務執行権を有しない社員を除く） ・アグリビジネス強化計画を作成し、特別融資制度推進会議（市町村農業金融制度総合推進会議）において認定を受けたもの。
貸付を受ける者が負担する額の80%、1施設あたり300万円 （災害復旧に係る費用や資金調達の状況から融資限度額を引き上げなければ復旧事業の実施が困難であると認められる場合は600万円まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業を営む者 ○ 農協、農協連（転貸に限る。）

【共同利用施設】

- **環境保全型農業推進**
主務大臣指定施設と同様（借入対象者：農協、農業共済組合、5割法人・団体、農業振興法人等）
- **産業動物診療施設**
主務大臣指定施設と同様（借入対象者：農協、農業共済組合）
- **食肉センター施設・家畜市場施設**
食肉の処理・加工の高度化及び流通の合理化によって食肉の生産コスト低減させるため、国のガイドラインに則した都道府県食肉流通合理化計画又は家畜流通合理化計画に基づいて食肉センター及び家畜市場の施設を整備する際に必要とする資金
- **農商工等連携**
国の認定を受けた「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づく「農商工等連携事業計画」により実施する農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設等の改良、造成、復旧又は取得に係る資金
- **六次産業化**
国の認定を受けた「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく「総合化事業計画」により実施する農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設等の改良、造成、復旧又は取得に係る資金
- **バイオマス利活用施設**
地域の農林漁業者が、農林漁業の生産過程で生じる家畜糞尿や稲わらなどの有機性資源（バイオマス）を、多様かつ高付加価値な製品やエネルギー等に変換するために必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に係る資金
- **共同利用施設**
農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に必要なとする資金